

富山県警察本部訓令第6号

富山県警察の警察本部留置施設の設置及び運用に関する訓令を次のように定める。

平成21年3月25日

富山県警察本部長 齊藤 良雄

富山県警察の警察本部留置施設の設置及び運用に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、富山県警察の警察本部留置施設（以下「本部留置施設」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 本部留置施設の運営に関しては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）、富山県警察の留置等に関する訓令（平成28年富山県警察本部訓令第17号。）その他法令又は規程に定めがある場合のほか、この訓令の定めるところによる。

(設置)

第3条 本部留置施設は、富山市婦中町宮ヶ島に設置し、富山県警察本部富山西留置施設と称する。

2 前項のほか、警察本部長が必要と認めるときは、留置機能を有する施設を本部留置施設として設置することができるものとする。

(管理責任)

第4条 警務部留置管理課長（以下「本部留置管理課長」という。）は、法第16条第1項の規定により、本部留置施設における被留置者の留置及び管理について、全般の指揮監督にあたるものとする。

(当直)

第5条 富山県警察の処務に関する訓令（平成14年富山県警察本部訓令第29号）第18条第1項第4号の規定により、富山県警察本部富山西留置施設に当直を置く。ただし、被留置者を留置していない場合は、この限りではない。

2 本部留置施設の当直（以下「本部留置当直」という。）は、本部留置施設の勤務時間外における留置業務の管理及び異常事態への対応にあたることをその任務とする。

3 本部留置当直には、当直責任者を置き、留置主任官に代わる者として警務部留置管理課（以下「本部留置管理課」という。）に所属する警部補以上の階級にある者を充てる。

4 本部留置当直には、前項の当直責任者のほか、当直員を置き、本部留置管理課に所属する警部補以下の階級にある者を充てる。

(派遣等の要請及び協力)

第6条 本部留置管理課長は、本部留置施設の異常事態その他特別の態勢をとる必要があるときは、本部留置施設の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）に対して署員の派遣、署の備品その他施設の借用を要請することができる。

2 管轄警察署長は、前項の本部留置管理課長からの要請があったときは、必要な協力をするものとする。

(連携)

第7条 本部留置管理課長と管轄警察署長は、本部留置施設の円滑な業務の運営を図るため、平素から相互に連携しなければならない。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成21年3月25日から施行する。

附 則（平成28年4月21日本部訓令第17号抄）

この訓令は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（令和2年11月12日本部訓令第25号）

この訓令は、令和2年11月24日から施行する。